

令和3年度 第1回

檀原市図書館協議会 会議録

日時 令和3年8月19日(木)午前10:00～
場所 中央公民館3階 講堂
出席者

【委員】

委員	森本 和仁
委員	榎谷 佐千代
委員	吉岡 眞
委員	苑樹 慶子
委員	西村 洋子
委員	榎並 敦子
委員	筒井 弘和

【事務局】

教育長	深田 展巧
文化・スポーツ局長	藤井 寛
文化・スポーツ局副局長	黒田 元晴
図書館長	奥村 美保
文化振興課課長補佐	永田 豊
文化振興課統括調整員	中谷 美仁子

●館長 定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第1回檀原市図書館協議会を開催致します。本日は委員の皆様方には、あいにくの雨の中、またご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日、7名の委員全員のご出席をいただいておりますので、『檀原市立図書館の管理運営に関する規則』第22条第2項の規定により、この協議会が成立していることをご報告致します。

なお、この会議は公開となっております。議事録は情報公開の対象となっており、図書館のホームページ等に掲載されますので、予めご了承ください。本日、傍聴希望がありますが、入室を許可してよろしいでしょうか。

●委員 許可します。

●館長 希望者は入室してください。それでは会議に先立ちまして、教育長よりご挨拶申し上げます。

(教育長挨拶省略)

●館長 それでは引き続きまして図書館協議会委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。

(省略)

●館長 続きまして事務局の紹介をさせていただきます。

(省略)

●館長 資料の確認をお願いいたします。資料は事前に配布させていただいております。檀原市図書館協議会次第、檀原市図書館協議会委員名簿、図書館予算の概要、図書館行事が2枚、図書館事業の方向性(案)、図書館運営のあり方の7枚です。続いて本日配布の資料として「檀原市図書館協議会座席配置図」、「令和元年度版檀原市立図書館年報」またイベントのチラシとして、「こんな本読んでんねん!」「ティーンズ・ブック・レビュー」「図書館貸切」も併せてお手元にお配りしております。資料は、揃ってますでしょうか。お持ちでない方は、お申し出ください。

●館長 審議に入る前に本委員会の会長が令和3年4月30日付で退任されたので「檀原市立図書館の管理運営に関する規則」第21条の定めにより、委員から互選で会長を選出していただくこととなります。このことについて、各委員の皆様にご意見をお伺いしたいと思います。「檀原市立図書館の管理運営に関する規則」第21条第2項の定めにより、委員の互選によって会長を選出していただくこととなります。このことについて、各委員の皆様にご意見を賜りたく、よろしく願いいたします。

●委員 事務局として、お考えはおありでしょうか。

●館長 事務局案といたしましては、今期の副会長でおられます苑樹委員に会長をお願いしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか？

●委員 異議なし

●館長 それでは、今期の檀原市図書館協議会会長は苑樹委員に決定しました。
これより先の議事進行について、苑樹会長よろしくをお願いします。

●会長挨拶 (省略)

●会長 それでは協議会の議事を始める前に副会長の選出に移ります。
『檀原市立図書館の管理運営に関する規則』第21条第2項の規定により、副会長は会長が指名するとなっておりますので、西村委員を指名させていただきます。

●会長 続いて、会議録署名者を決めたいと思います。榎並委員にお引き受けいただければと思います。

●委員 お引き受けします。

●会長 それでは、会議録署名者は榎並委員に決定しました。次第に従って進めてまいります。報告事項「令和3年度事業について」です。「図書館予算の概要」について、事務局から説明をお願いします。

●事務局 令和3年度の図書館予算の概要を説明させていただきます。左からそれぞれ平成30年度、令和元年度の決算額になります。なお令和2年度の決算につきましては来月の9月議会にて諮られますので、決算見込額となります。一番右の列が令和3年度予算額は補正後の数字になります。

それでは上の表から説明いたします。上から二段目の数字がそれぞれの年度の檀原市一般会計歳出決算額または予算額となっております。その下に教育費、図書館費、読書活動推進事業費と図書館管理運営費の合計額の数字があります。その下に一般会計に対する比率と教育費に対する比率が書いてあります。一番右の令和3年度予算額の列をご覧ください。令和3年度一般会計歳出予算額として44,530,069,000円、内教育費は3,933,303,000円、内図書館費は123,405,000円で一般会計に対する比率は約0.28パーセント、教育費に対する比率は約3.14%。読書活動推進事業費と図書館管理運営費合計額は62,664,000円で一般会計に対する比率は0.14パーセント教育費に対する比率は約1.59パーセントとなっており、令和2年度決算見込額と比較すると本年度予算額の一般会計及び教育費に対する比率は少し増えている状況です。

二つ目の表に移ります。こちらの表は図書館費の内訳になります。一番右の令和3年度予算額の列をご覧ください。資料費が15,703,000円です。図書整理用消耗品費が1,862,000円、印刷製本費が372,000円です。こちらの金額が昨年度と大きく異なるのは印刷単価を抑えるために、隔年で図書館利用カードの印刷と督促ハガキの印刷を行っ

ており、今年度は利用カードの印刷の年になっているからです。講座・行事等の費用が270,000円、こちらの金額も昨年度と比較すると増えているようにみえますが、昨年度はコロナの影響で大半のイベントが中止となったからです。読書活動推進事業費の合計額が18,207,000円になります。

続いてパートタイム会計年度任用職員賃金・社会保険料等の費用が4,984,000円。カウンター業務、返却ポスト回収業務、データ入力業務の委託料として22,037,000円。図書館システムやコピー機の使用料として16,356,000円、備品購入費は令和3年度はありません。電話料金、郵便料金の通信運搬費は717,000円。旅費修繕料等で243,000円。報酬給与費で120,000円。図書館管理運営費合計額が44,457,000円です。なお委託料が昨年度と大きく金額が異なるのは、昨年万葉ホールの改修工事休館に伴い、カウンター業務や図書返却ポスト回収業務委託料の減額をしたことが大きな要因です。また令和2年度にだけ備品購入費があるのはコロナ対策として返却本を一定期間隔離するために購入したブックトラックの費用です。常勤職員人件費60,741,000円を併せた図書館費の合計が123,405,000円となります。以上で図書館予算の概要の説明を終わります。

●会長 ただいまの説明につきましてご意見やご質問等ありましたらよろしくお願ひします。他に質問がなければ、「令和3年度図書館予算の概要」について、を終わります。次に「図書館行事」について、事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは、図書館行事について、説明をさせていただきます。

2ページから5ページの資料2をご覧ください。6月30日現在までで開催しました各行事の参加人数につきましては、R3の欄に入っています。R2は前年度の同月の人数となります。ご了承ください。まず、2ページは、おはなし会などの行事です。毎週土曜日の「おはなし会」、毎月第2水曜日の「乳幼児と保護者のおはなし会」につきましては、年間を通じて開催しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年度の後半は、場所を中央公民館に変更しましたが、今年度は、図書館内のおはなし室で、先着10名までの申込制にして開催しています。また、かしはら万葉ホールが新型コロナウイルスワクチン接種会場となりました関係で、例年は午後3時からでしたが、午前11時から開始時間を変更しています。2ページの上から4つ目の事業、「ブックスタート」につきましては、今年度もボランティアと職員による対面での読み聞かせは中止し、主管課である健康増進課の方で、健康診査後に絵本を渡してもらう形で実施されています。その下段、春の「子ども読書の日関連イベント」は、4月末から5月の大型連休にかけてのイベントですが、5月が新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休館となってしまいましたので、「図書館ぬりえ展」や「子どもの育ちと本」は、6月以降に時期をずらして開催しました。

続きます「こんな本読んでんねん!」「ティーンズ・ブック・レビュー」は、子どもたちから書評、ポップを応募してもらうもので、9月末まで現在募集中です。本日、配布いたしましたチラシに詳しい内容を記載していますので、ご覧ください。今年度も1月から4月に応募作品の館内展示、広報誌等での紹介をする予定です。

また、同じく、配布いたしましたチラシの「図書館貸切」をご覧ください。今年度は、かしはら万葉ホールが新型コロナウイルスワクチン接種会場となりました関係で、図書館が休館になった時間に、1時間に1世帯限定ではありますが、図書館をゆっくりと利用していただくという企画です。夏休み前の7月22日(木)から開始しました。昨日までの23日間で49組178名の利用がありました。新聞各紙でも取り上げていただきましたので、併せてご紹介させていただきます。資料に戻りまして、2ページ末から3ページにかけては、秋の読書週間の関連など、今後開催する予定の行事となります。

3ページの図書館見学では、今年度もクラスごとにあつまっての説明等が難しく、自由見学、本の貸出を中心としたメニューで図書館に来ていただきました。また、中学生の体験学習につきましては、残念ながら今年度も中止になりました。

最後に、4～5ページの資料展示、作品展示の一覧です。5ページのミニ資料展示は、現在、話題になっている出来事やイベントと連動した本を展示しているため、よく貸出されています。今後も企画展示に努めたいと思います。

以上で図書館行事について報告と予定の説明を終わります。

●会長 ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見やご質問がある方はよろしくをお願いします。

●委員 このコロナ禍でなかなか図書館に来られる人数も難しい、また万葉ホールがコロナワクチン会場になっているため午前中しか開館できない、日曜日は閉館という状況で、こういうマイナスをプラスに転じるイベントを開催していることを利用者としてうれしく思います。感謝します。

●会長 他にご意見ありますでしょうか。なければ「報告事項」について、を終わります。次の議案「令和4年度図書館事業」の方向性について、事務局から説明をお願いします。

●事務局 資料6ページの議案1「令和4年度図書館事業の方向性(案)」をご覧ください。

読書推進について、今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大および、万葉ホールがワクチン接種会場による休館に伴い、イベントの多くは中止や人数を制限して行っております。令和4年度は、表記のイベントがおこなえるように対策を講じて開催していき

ます。また現在行っている「図書館貸切」のようにその時の状況に適応した新しいイベントや事業にも取り組んでいきたいと思えます。

蔵書新鮮度の改善について、令和2年度・令和3年度は地方創生臨時交付金を利用した補正予算により資料費が増額となった事から、新刊本の購入冊数が例年と比べ、令和2年度は約2,800冊が増冊となり、3年度は約1,800冊の増冊が見込まれます。

しかしながら、令和4年度の予算については、「檀原市財政危機宣言」が発出されたことにより、図書館も例外ではなく、大幅な歳出削減に取り組むことが必要となります。市民へのサービスを出来るだけ守っていきけるよう、予算獲得に努力していきたいと思っております。

新型コロナウイルス、ワクチン接種業務への対応についてですが、現在は万葉ホールと中央体育館がワクチン接種会場となっている為、開館時間と休館日を変更しております。また感染対策の為、閲覧席の利用を禁止、おはなし室へは空気清浄機の設置をしております。火曜日から土曜日の午後の閉館時には、予約資料の貸出を行っていますが、今後も状況に応じ、適切な対応をしていきます。

●会長 ただいまの説明について、ご意見やご質問はございませんか。なければ、議案「令和4年度図書館事業の方向性（案）」について、議案審議を終わります。続きまして「図書館運営のあり方について」事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは7ページ右上に議案2とある資料をご覧ください。両面刷りの資料になります。前回の協議会では図書館の基本情報や直営、窓口業務委託、指定管理、PFIといった各運営形態の内容をご確認いただきましたが、今回は各運営形態のメリット、デメリット、図書館設置の使命・目的・取り組みについてご協議頂きたいと思えます。公共図書館における運営形態の変化は1980年代の小規模な委託から始まり、2000年代には非常勤職員の解雇と同時に窓口委託化がより一層広がりました。1999年PFI法制定、2003年地方自治法の改正に伴い指定管理者制度がスタートし公共図書館の運営形態は多様化しました。いずれの運営形態も導入から10年以上経過しメリット、デメリットが明らかになってきました。

自治体に採用された正職員や会計年度任用職員のみで運用している直営のメリットです。ひとつ目は上位の計画や市の方針に基づき、自ら判断し直接行政サービスをおこなえる。ここで言う上位の計画とは「総合計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「実施計画」などにあたります。行政の継続性が確保される。守秘義務が法的に確保される。法とは地方公務員法第34条の秘密を守る義務にあたります。庁内、学校、市民と連携できる。非常時にも臨機応変に対応できるなどのメリットがあります。次にデメリットです。ひとつ目は経費が高い。次に集客力のあるイベント開催が難しい、などがあげられます。

自治体が運営するが、窓口業務を民間企業等にゆだねる窓口業務委託です。当館も現在こちらの運営形態をとっております。窓口業務委託のメリットのひとつ目は、正職員と比較すると経費が安い。これは直営時の正職員の人数にもよります。窓口業務職員(非常勤)の人材確保、労務管理等が不要である。実感としてこちらが窓口業務委託の最大のメリットになるかと思えます。当館の場合通常は週6日、平日19時までの開館になりますので、1日に4~5名のカウンター人員を確保するために10名以上の人材が必要となり、シフト調整、当時はタイムカードのようなシステムの導入もありませんでしたので、給与の計算等労務管理だけでかなりの業務量がありました。司書資格所有者が優遇されることがある。いわゆる図書館司書資格手当があるということです。デメリットは委託期間が3年程度と短く、継続性が確保されない。3年毎に業者選定をおこないますので、委託業者が変わると、カウンターの職員が一度にすべて変わってしまうこともあるということです。窓口業務職員へ指示系統が制限される。カウンターに立っている職員に直接指示をすることはできません。契約書、仕様書に基づかない業務ができない。最近の事例でいうと、感染防止のための消毒作業等は仕様書に明記されていないので、協議が必要になります。委託料に消費税が加算されるなどになります。

指定管理のメリットです。開館時間の拡大などにより、利用者の満足度が向上する。指定管理を導入して夜9時まで年中無休になったという図書館もあります。接客サービスが向上する、行政ではできない集客力のあるイベントが開催できる。自治体の財政負担を軽減する。デメリットは公共性が担保されない。協定書や仕様書で一定の中立性、公共性は確保できるが不安が残るということです。収益が無いため、人件費が削られる。図書館の運営に収益が無いため、基本的には人件費を削るしかないということです。指定管理期間が5年程度で継続性がない。5年後、業者が変わると、カウンターの職員だけではなく、バックヤードの職員もすべて変わるということです。監査等行政のチェックが十分にできない。指定管理料に消費税が加算される。

施設の建設、維持管理、運営等を民間企業等にゆだねるPFIのメリットです。設計や建設、維持管理に運営等業務を一括して民間業者にゆだねるため、斬新かつ柔軟な発想を最大限に活かした質の高いサービスの提供が期待できる。事業期間が長いため、安定したサービスの供給が見込める。デメリットは市側の重視するポイントが完全には反映されにくい。民間事業者の都合の良いように運営されてしまう。契約時には想定していなかったリスクが生じた場合の対処が困難、以上が各運営形態における主なメリットデメリットになります。

公共図書館の図書館設置の使命・目的・取組みの確認になります。1994年改定のユネスコ公共図書館宣言にて公共図書館の使命は次のようにさだめられています。情報、識学、教育および文化に関連した以下の12項目の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

次に図書館設置の目的ですが、こちらは図書館法の第二条によると この法律におい

て「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するものをいう。最後に取組みです。こちらは榎原市第4次総合計画にて公表している取組みです。所蔵図書の維持管理・更新の適正化を計画的に推進します。読書活動を推進します。図書館の利用を促進します。中南和の「知の拠点」としての図書館運営を行います。図書館資料の検索性を向上させます。デジタル情報の拡充など、時代に応じた資料提供に努めます。市民ニーズや地域課題に応じたコーナー設置を図ります。以上が榎原市立図書館の使命目的取組みになります。

委員の皆様にはメリットデメリットを踏まえて、使命、目的取組みを達成するためにどの運営形態が榎原市立図書館にふさわしいのかご協議ください。なおPFIについては、図書館を新しく建設することが条件になりますので、今回は除外とさせていただきます。また最終、図書館協議会として「図書館運営あり方についての意見書」という形におまとめいただく必要があるため、本協議会では引き続き審査することにご賛同を賜りたくご審議のほどよろしくおねがいします。以上で説明を終わります。

●会長 ただいまの説明についてご意見や、質問はありますでしょうか。

●委員 指定管理者制度ということですが、昨年度の協議会で急に出てきた議案ですが、どういう経緯で議案になったのか、説明してください。

●事務局 こちらの経緯ですが、以前から榎原市はさまざまな施設に指定管理を導入していくという方向性がありましたので、企画政策課と図書館で指定管理についての調査研究を進めておりました。昨年12月に、総務部長から指定管理導入の検討をするようにと指示がありましたので、議案にさせていただきました。

●委員 市の財政が厳しいというのは承知しています。お金がかかるから図書館に指定管理を導入するという話は、榎原市としての議論はつくされているのかと疑問に思っています。指定管理の話は前回の議案でもありましたので、今回の協議会に先立って榎原市図書館ボランティアの会員様に指定管理についてのアンケートを取らせていただきました。難しい問題だという意見もありましたし、回答いただけなかった方もありましたが、ほとんど意見が指定管理には反対である、基本的には反対であるという意見でした。

理由として図書館の本に偏りがでるのではないかという「資料の質」についての意見がありました。子ども達にとって本は大事なもので、本は「道しるべ」です。家庭で本を読む環境が整っていない子どもたちも図書館を利用することで、心の豊かさを育てて

いく、図書館というのはそういう使命を担っている施設であるということを考えると、民間ではなく自治体が直接、社会教育施設として機能させるべきであると思います。他の施設で指定管理を導入して使いにくくなったので、図書館も使いにくくなるのではないかという意見や、図書館が市長部局に移ったから、一気に指定管理導入の話になったのではないかという意見もありました。また、市民から見れば図書館の職員は全員が司書であると思われています。本に関する専門知識や十分に経験を持つ職員である司書は図書館に必要不可欠で、読書相談や資料請求に対して迅速かつ的確に答えなければなりません。指定管理になっても図書館司書といった専門職員の担保ができるのかという意見もありました。

もうひとつ大きな問題で、指定管理になった場合に自分達のボランティア活動がどうなっていくのかとても不安だという意見がありました。読み聞かせのボランティアは全員がとても不安だ、指定管理を導入して子ども達にどうやって読み聞かせするのか、誰がするのか、どういう形式でするのかという意見がありました。

そもそも図書館の利用が減少しているのも指定管理導入の大きな原因であると思います。減少の理由もアンケートで聞きました。まずは、活字離れ、スマホやパソコンの普及といったIT化です。紙の本の電子化により図書館の必要性が低下しているからです。次に図書館の場所が不便である。駅から離れている。駐車場が少ない。子ども連れ、高齢者、障がいのある方にとって使いにくい施設ではないか。万葉ホールは知っているが図書館は知らないという人がいる。ある会合で図書館のことを聞くと、全員が図書館を知らないということがありました。ブックスタート事業の時に母さんに「図書館の場所をご存知ですか？」と尋ねても、「知らない」という意見が結構あります。図書館で子どもの本を探すのが難しい。子どもの本だけではなく、そもそも本をさがすのが難しい。子どもの本を扱うスペースが狭い。小学校の生活が図書館と結びついていない、という意見がたくさんありました。だからやっぱり小中高校生向けのイベントも少ないしPRも少ないということです。欲しい情報があっても、参考になる図書や情報にアクセスする方法を知りたいが、職員に尋ねにくいという意見もありました。だから、本に興味を向ける、本の良さを紹介をする必要性をすごく感じるのもそういう取り組みをもっとしてほしいです。ワークショップの場所提供とか、展示スペースを改善するとか、SNSを強化するとかそういう方法があると思います。

最後に貸し出し数だけで図書館の利用をはかるのは変だ。図書館の利用が減っているから経費を削減するといった短絡的なことで良いのか。図書館の利用は貸出数だけで決まるものではないという意見もありました。そもそも市民の多くは図書館を重要視していないのではないかという意見もありました。

社会教育委員会でもお話しましたが、5、6年前の調査によると奈良県の中学生は図書館利用が全国最下位で、奈良県の中学生が一番本を読まないというデータがあります。10年ほど前に橿原市でベストセラー作家の講演会を開催した時も、他の市と同じ

作家の講演会を開催した時と比べても、観客が少なくて恥ずかしい思いをしました。日頃から本を読まない人を呼ぶのは難しい、どんなにPRをしても、もともと本を読まない人を図書館に呼ぶのは難しいと私は考えます。では本を読む人を図書館来てもらうようにするにはどうすれば良いのか。やっぱり図書館に魅力があれば来てくれると思います。しかし今の図書館に魅力がありますかという話です。ボランティアの中に子どもの本に見識がある方がおられます。その方が、4、5年前の図書館ボランティア総会で「榎原市立図書館は今まで見てきた図書館の中で、最低だ」とおっしゃいました。その方は東京の日野市に住んでおられたので、最初に日野市立図書館を利用されていました。日野市立図書館といえば、図書館の最高峰と言われているので、その図書館と比べられたら、困るのですが、ご主人転勤でいろいろな図書館を利用されました。「利用してきた中でも榎原市の図書館は人口規模で最低だ」とおっしゃいました。この話は社会教育委員会議や図書館協議会でもお話しましたが、聞いておられた職員の方々はどれだけ心に受け止めていただいたのか、疑問です。私も図書館に携わっていた人間としてはショックでした。確かに他の図書館と比べて本は探しにくい、適切な書庫引きや選書ができていないと感じます。

榎原市の本体が図書館を軽視しているから指定管理の話が出てきたのではないかという意見がありました。そもそも図書館は教育施設ではないのか、教育委員会から離れて市長部局に移ったことは今でもおかしいと思います。市長部局に入っても図書館は良くなっていないと感じます。学校との連携も10年20年ボランティア活動をしてきてようやく学校との意思疎通ができて、これから本格的に学校と先生方と連携していけるのではないかという矢先に、指定管理で振り出しに戻るのではないか。図書館の存在意義がどのようになるのかと危惧しています。多くのボランティアが同じ意見だと思えます。

●会長 今の意見に対して事務局の方からお願いします。

●事務局 貴重な意見をたくさんいただきました。指定管理の話ですが、榎原市全体の施策であって図書館だけではなく、すべての施設で指定管理が導入可能なのかを検証していくというところです。図書館や図書館協議会で指定管理に向かないという答えになれば、榎原市としてもその方向で進んでいくことになると思います。必ずしもすべての施設で指定管理を導入していくということではありません。また財政危機宣言の話もありますので、財政が厳しいなかで、より良い図書館運営を行って行くにはどのようにすれば良いのか、子ども達のために本をどのように活用して行くのか、どのように本に親しんでもらうのか、当然図書館の方針で進めて行くべきものです。そのためには、教育長をはじめ、教育委員会との絶対的な連携が必要です。市長部局に移ったから、教育委員会とは関係無いという考えは一切ありませんので、ご安心いただきたい。榎原市の図書館が最低だという意見につきましては、真摯にうけとめさせていただきます。これ

は職員の体制が悪いのか、図書館システムが悪いのか、会館自体が悪いのかを検証し、もっと図書館に親しんでいただけるように努力をしております。司書の数についても様々なお意見をいただいています。当然、専門的な職員を配置するのが一番良いのですが、配置された職員については、司書資格を持っていなくても、図書館に配属されたら精いっぱい頑張るという意識を持っていただきたいと思います。

●会長 ありがとうございます、他にご意見やご質問はありますか。

●委員 司書の話をしたと思います。今檀原市立図書館の司書は2人です、課長補佐は司書ですが、管理職なので数には入れません、司書資格を持っているのは2人です。配属された司書資格のない職員は一生懸命働いておられます。しかし、本の知識や経験が浅いのは、どうしようもありません。これは自分で勉強するしかありません。本が好きだから、文学部を卒業したからというだけでは図書館司書の仕事は難しいと思います。そもそも利用者は図書館の職員はすべて司書だと思っています。カウンターで質問をしても図書館の職員が利用者の知識よりも少ない場合に「他にもっと詳しい職員はいないのか」と思ってしまいます。当然です。ここ20年間専門職としての図書館司書を採用せずに、十分な研修も受けさせずに、職員の個々の力に頼っていますが、それでよろしいのですか。指定管理の話もそうですが、そんなことでよろしいのですか。ご返答は結構です。おはなし会等のイベントも同様です。ボランティアに任せっきりで、20年間そうです。檀原市としてそれでよろしいのですか。

●会長 貴重なご意見ありがとうございます。他にご意見ご質問ありますか。

●委員 話を元に戻してしまうようで申し訳ありませんが、前回の協議会の「図書館運営のあり方」の資料はとても参考になりました。指定管理を導入してから直営にもどしたケースが16件ありまして、それぞれの理由も書かれてあって、もっともな理由だなと思いました。今回のメリットデメリットの資料も踏まえて検討していかなければならないと思いますが、先程からの他の委員の意見でもあったように、図書館は社会教育施設であって、本来は自治体が責任を持って運営すべきであると思います。経費のことも含めて考えることになると思いますが、一つのとっかかりにしてほしいと思います。

●会長 他にご意見はありますか。お諮りします。委員の皆様、議案(1)「令和4年度図書館事業の方向性」は事務局案で、議案(2)「図書館運営のあり方」は継続審議としてよろしいでしょうか。

●委員 意義なし

●会長 ありがとうございます。事務局においては、議案内容をもとにして、事業計画を具体化されるように願います。

それでは、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

●事務局 「その他」については、委員の皆様から特段のご意見などがあった場合のために設けております。これまでの議事進行により、事務局として予定していました項目はすべて終了いたしました。会長、副会長、あるいは各委員の皆様方からご意見などがございましたら、お聞かせいただきたく思います。

●会長 皆様いかがでしょうか。

●委員 「こんな本よんでんねん！」と「ティーンズ・ブック・レビュー」ですけど、とても地味な催しです。地味ですが、こういうものが実はとても大事で、コロナの影響もあって人が集まることができない今は、あまり派手ではありませんが、とても大事な取り組みであると思いますので、職員の皆さんは大変ですが、これからも頑張って続けて行ってほしいと思います。

●会長 本日予定しておりました報告事項、議案についてはすべて終了いたしました。これにて議事進行役を終わらせていただきます。

●館長 ありがとうございます。最後に檀原市魅力創造部文化・スポーツ局 藤井局長よりご挨拶申し上げます。

(局長挨拶省略)

●館長 それではこれをもちまして図書館協議会を閉会したいと思います。

(閉会)

令和3年 9月 7日
会議録署名委員